

軽自動車税の減免について

身体に障害のある方が運転する軽自動車等、または身体障害者等の通院・通学等のために、その方と生計を同一にする方が運転する軽自動車等について、一定の要件を満たせば減免を受けることができます。ただし、減免できるのは普通自動車等をあわせて障害者1人につき1台に限ります。

手続きに必要なもの

- ・納税通知書(5月上旬頃送付) ・印鑑 ・身体障害者手帳等の写し ・運転者の運転免許証の写し
 - ・車検証の写し ・マイナンバーカードまたは通知カード+顔写真付き身分証明書
- (※法人の方が申請する場合は、車両構造の確認できる写真や運行日誌等の添付が必要になります。)
 ※申請時には納税義務者の個人番号の確認と身元確認をさせていただきます。
 本人確認(番号確認+身元確認)ができない場合、受付できないこともありますのでご注意ください。

減免申請期限 平成28年5月31日(火)

身体障害者減免の該当区分

障 害 区 分	障 害 の 級 別	
	本人運転の場合	生計同一者の運転の場合
視覚障害者	1級～3級及び4級の1	
聴覚障害者	2級及び3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	
下肢不自由	1級～6級	1級、2級及び3級の1
体幹不自由	1級～3級及び5級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級及び2級(上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
	移動機能障害	1級～6級
心臓機能障害	1級及び3級	
じん臓機能障害	1級及び3級	
呼吸機能障害	1級及び3級	
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	
小腸の機能障害	1級及び3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級までの各級	
肝臓機能障害	1級～3級	
知的障害	A1及びA2	
精神障害	1級(自立支援医療(精神通院医療に限る)受給者証の交付を受けている)	

お問い合わせ 総務部税務課 町県民税係 ☎945-4729



うえはら保育園
キティーハウス

まねの話題
認可保育園が新たに2園開園
 小規模保育施設として「うえはら保育園(あらわら保育園、上原、定員19人)」、事業所内保育施設として「キティーハウス(江藤智子園長、字翁長、定員33人)」の開園式が、3月30日にそれぞれ行われました。両園は、平成27年度から施行されている「子ども・子育て支援新制度」の取組の1つとして新設された西原町の認可園です。
 上間町長は、うえはら保育園の開園式で「待機児童問題は喫緊の課題です。今後も待機児童ゼロに向けて取り組み、子育て支援に努力します」と述べました。

平成28年度 就学援助希望者の申請について

西原町では就学援助事業を行っています。この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助するものです。就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意の上、各学校へ申し出てください。

1. 対象者

- 町内に住所を有し、同一世帯で児童生徒を養育している保護者
- (1)生活保護を受けている者(【要保護世帯】として認定します)
 - (2)生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っていると町教育委員会が認定した者(【準要保護世帯】として認定します)
- 具体的には、平成27年中の所得で、同居の家族(住民票は別でも同一生計の人は含む)全員の総所得額が下表の目安額未満の世帯の方です。
 ※町外に住所を有し就学援助を申請する場合は、支給費目が限られます。住所を有する市町村にお問い合わせください。

2. 申請方法

補助対象者で就学援助を希望される方は、次の要領で学校に申請してください。

【受付期間】・・・平成28年4月18日(月)～5月20日(金)

【提出書類】・・・①就学援助申請書(学校で配布)

- ②住民票謄本(続柄の記載されているもの) 一部
- ③平成28年度課税証明書(同一世帯者のうち、18歳以上の者全員)
- ④その他(預金通帳の写し等)

※②及び③の書類については、所得の状況及び住民情報を教育委員会が確認することに同意する方は提出不要(同意されない方は、先に就学援助申請書と住民票謄本を提出し、課税証明書は6月1日以降にお早めに提出してください)

※④の書類については、銀行名・口座番号が確認できる場所の写しを提出してください。

※平成28年1月1日に西原町以外に住民票のあった方は、西原町に税の情報がないため、後日、課税証明書の提出を求めます。

【提出先】・・・就学先の小中学校

3. 追加申請について

上記「2.申請方法」にある受付期間を過ぎても、下記期限までは追加申請を随時受け付けています。

ただし、申請月分からの援助支給になりますので、お早めに申請してください。

【追加受付期間】	要保護(生活保護を受けている方)	平成29年3月末日まで
	準要保護(要保護以外の方)	平成28年12月22日(木)まで

お問い合わせ 小・中学校または教育委員会教育総務課 ☎945-5039



まねの話題
救急ワークステーション運用へ
 東部消防組合消防本部(以下、東部消防)と沖繩県立南部医療センター・こども医療センター(以下、医療センター)は、3月29日に県内2番目の事業となる病院派遣型救急ワークステーション運用に関する覚書を締結しました。これは、病院前救護体制の充実・強化及び救急隊の実施する救命処置などの質の維持及び向上を目的としています。
 今後、東部消防から医療センターへ救急車と救急救命士を含む救急隊員を派遣し、病院実習を行いながら、医療センターから救急出動することになります。